

令和元年度第1回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和2年1月28日(火) 午後3時00分～午後5時00分
- 2 開催場所 大宮区役所 402会議室
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、小林委員、園田委員
事務局 金子商業振興課長、青山係長、石田主査、五月女主事、
中山主事
- 4 欠席者名 なし
- 5 会議の公開・非公開の別 公開(傍聴人は0人)
- 6 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 8条4項に基づく意見審議について
 - ・(仮称)ダイレックス東岩槻店(法第5条第1項:新設届)
 - ・(仮称)白幡一丁目計画(法第5条第1項:新設届)
 - (3) その他
 - 報告事項
 - ・イオンスタイル美園三丁目(法第6条第2項:変更届)
 - ・ビバモールさいたま新都心(法第6条第2項:変更届)
 - ・武蔵浦和駅ビル(法第6条第2項:変更届)
 - ・ビバホーム浦和さいど店(法附則第5条第1項:変更届)
 - (4) 閉会

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 議事
 - 【8条4項に基づく意見審議について】
 - ・①(仮称)ダイレックス東岩槻店(法第5条第1項)新設届について
事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果(特に意見を付する必要無し)を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

(坂本会長) 交通に関しては、交差点需要率を見てもお分かりのとおり、ほとんど変更は生じない。安全面についても可能な限りの対策は行っている。店舗面積はそれほど大きくないながらもピーク時及び繁忙時に交通整理員を配置しており、大きな問題はない。

(渡邊副会長) 騒音については計算式に基づき妥当な数字が出ている。夜間騒音の最大値については、P2・P3地点で超過がみられており、これは車両走行音の影響によるところが大きい。P2地点については直近住居外壁に、P3地点については隣地敷地境界に予測点を変えると基準値に収まるため、問題はない。

(園田委員) 食品リサイクル法、容器包装リサイクル法に関しては対応していただけたと思う。現在、国際的に海洋プラスチックごみを減らそうという動きがあり、日本でも今年の7月からレジ袋が有料化になる。ぜひそれをしっかりと進めていただきたい。また、さいたま市では食品ロス問題を重点施策にしている。先日、廃棄物の審議会があったが、行政と事業者が同時に食品ロス問題に取り組むことで、相乗効果が生まれるため、ぜひ事業者にも協力していただきたい。クリスマスケーキを完全予約制にする事業者も出てきており、コストと食品ロスの削減を防ぐ結果を生んでいる。

(事務局) 設置者に伝える。

(青木委員) 車の交通量も激しくなく、土地の形も複雑ではないため交通における危険性は少ない。近くに保育園や病院があるが、大きな道路を隔てた先にあるため、安全面の考慮は図られている。

(小林委員) 用途地域が近隣商業地域ということであるが、交通量も多くないため、問題は生じにくいのでは。

(渡邊副会長) 営業時間外は、出入口を封鎖するのか。もし封鎖しないならば、新たな騒音が発生することになるが。

(事務局) 営業時間外は、チェーン・バリカー等によって店舗敷地出入口を封鎖する。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

・②（仮称）白幡一丁目計画（法第5条第1項）新設届について

事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果（特に意見を付する必要無し）を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

（坂本会長） 駐車場出入口の前面道路にポストコーンを設置するとのことだが、前面道路とは県道213号のことを指しているのか。

（事務局） 県道213号のことを指している。

（坂本会長） 店舗北側駐車場出入口から右折入出庫は発生しない旨、承知した。

（坂本会長） 交通に関しては、武蔵浦和駅のそばであり、交差点需要率について心配したが、数値としては落ち着いている。交通状況に大きな影響は及ぼさないと考えられる。安全面に関しては、写真を見る限り、しっかり対策されている。しかし、車両用の出入口と、歩行者・自転車用出入口が隣接しており、来客車両、歩行者、自転車、自動二輪車が錯綜しそうであるため、十分に注意してもらいたい。

（事務局） 出入口付近の安全対策を徹底するように、事業者伝える。

（渡邊副会長） 騒音について、夜間騒音の最大値については、P1・P2・P4 地点で超過している。P1・P4 地点は車両走行音の影響に、P2 地点は冷凍機室外機の影響によるところが大きい。P1 地点は道路を挟んだ先に直近住居外壁があり、十分な距離があることから、P1 地点では基準値内に収められる。また、住居の手前に植えられている木が、吸音することも考えられる。P4 地点は屋上階の駐車場へと繋がるスロープで発生する車両走行音に影響されている。これは隣地敷地境界に予測点を変えると基準値に収まるため、問題はない。P2 は屋上階に置かれる冷凍機室外機の影響を受けるが、直近住居外壁に予測点を変えるとクリアする。室外機の周囲には、金物のメッシュのようなものがあり、これが吸音することを考慮すると、かなりの努力は見られる。しかし、室外機は経年劣化すると騒音が上がっていく。今後、苦情が出ないとも限らないため、細心の注意を払ってもらいたい。

（坂本会長） 届出事項の中には、将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意をもって対応すると記載されているため、期待する。

（園田委員） 小売業者であるオーケー株式会社では、すでにレジ袋を有料化しているため、引き続き周知していただきたい。埼玉県の方でも、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みを実施する事業者を、協力店という形で募って

いる。他には、海洋プラスチックごみ対策に関する取り組みを推進している。そういった取り組みの成果として、若い人たちの考え方も徐々に変わってきており、レジ袋無料といった過剰なサービスには抵抗を抱くようになってきている。事業者にもこのような取り組みを意識していただきたい。

(事務局) 事業者に伝える。

(青木委員) 店舗への推奨経路を見ると、かなり遠回りに設定されている。段々と近道を探して、生活道路を経由して来退店する人が増えるのではないか。以前、店舗南側の道を通りかかったときは、近くにある保育園の園児たちが散歩をしていたのを見かけた。オープン時に来退店経路を周知すると思うが、オープンしてからもチラシや店内掲示を用いて、来退店経路を周知し続けて欲しい。

(事務局) 事業者に伝える。

(坂本会長) 生活道路に入らないように促す看板を設置する予定はあるか。

(事務局) 看板の設置について、事業者から事前には伺っていない。

(小林委員) 設置者が個人であり、店舗名称に、設置者の名前も小売業者の名前も入っていないため、管理責任者が誰であるのかがわからなかった。テナントはオーケー株式会社が入ることに間違いはないか。

(事務局) 間違いはない。

(坂本会長) 立地法上の届出者は個人にならざるを得ないのか。

(事務局) その通りである。

(小林委員) 交通量が多い地域であるため、万が一、問題が生じた場合、対応するのは設置者である個人か、それとも小売業者であるオーケー株式会社かを確認しておく必要がある。

(事務局) 事業者を確認する。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の4件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知したことを報告した。

- ・イオンスタイル美園三丁目(法第6条第2項:変更届)
- ・ビバモールさいたま新都心(法第6条第2項:変更届)
- ・武蔵浦和駅ビル(法第6条第2項:変更届)
- ・ビバホーム浦和さいど店(法附則第5条第1項:変更届)

(4) 閉会